

富山県東部消防組合人事行政の運営等の状況

平成 30 年 9 月 1 日公表
富山県東部消防組合消防本部総務課

富山県東部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 25 年富山県東部消防組合条例第 10 号）第 4 条に基づき、平成 29 年度における富山県東部消防組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。なお、一部の項目については、平成 30 年 4 月 1 日現在の状況等を公表します。

1 職員数に関する状況

(1) 内訳別職員数に関する状況

内 訳	平成 30 年度	平成 29 年度	増減数	主な増減理由
消 防 本 部 魚津消防署	60 人	62 人	△2 人	
滑川消防署	27 人	26 人	1 人	
上市消防署	22 人	22 人	0 人	
舟橋分遣所	9 人	9 人	0 人	
合 計	118 人	119 人	△1 人	新規採用職員：3 人 魚津市からの派遣職員の減：1 人 退職者：魚津市 2 人、上市町 1 人

(注) 国の定員管理調査の基準による。

地方公務員の身分を保有する休職者・派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

(2) 級別職員数等の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

ア 富山県東部消防組合の給与条例に基づく給料表（公安職）の給与区分による職員数

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な 職務内容	主事	主事	主任	係長 主査	課長代理 副署長 副主幹	次長 課長 署長 主幹	消防長	
階 級	消防士	消防副士長 消防士	消防士長	消防司令 消防司令補	消防司令	消防司令長 消防司令	消防監	
職員数 (人)	27	0	0	0	0	0	0	27

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

イ 魚津市の給与条例に基づく給料表（行政職）の給与区分による職員数

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な 職務内容	主事	主事	主任	係長 主査	課長代理 副主幹	課長 主幹	部長 次長	
階 級	—	—	—	—	—	—	消防監	
職員数 (人)	0	0	1	0	0	0	1	2

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

ウ 魚津市の給与条例に基づく給料表（公安職）の給与区分による職員数

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任	係長 主査	課長代理 副署長 副主幹	課長 署長 主幹	消防長 次長	
階 級	消防士	消防副士長 消防士	消防士長	消防司令 消防司令補	消防司令	消防司令長 消防司令	消防監 消防司令長	
職員数 (人)	0	2	6	21	6	4	0	39

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

エ 滑川市の給与条例に基づく給料表（公安職）の給与区分による職員数

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任	課長補佐 係長 主査	課長 主幹	次長 参事	
階 級	消防副士長 消防士	消防副士長 消防士	消防司令補 消防士長	消防司令 消防司令補	消防司令長 消防司令	消防司令長	
職員数 (人)	0	8	6	6	7	1	28

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

オ 上市町の給与条例に基づく給料表（行政職）の給与区分による職員数

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任	課長代理 係長	主幹	課長	
階 級	消防副士長 消防士	消防副士長	消防司令補 消防士長	消防司令	消防司令長 消防司令	消防司令長	
職員数 (人)	1	6	11	2	2	0	22

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

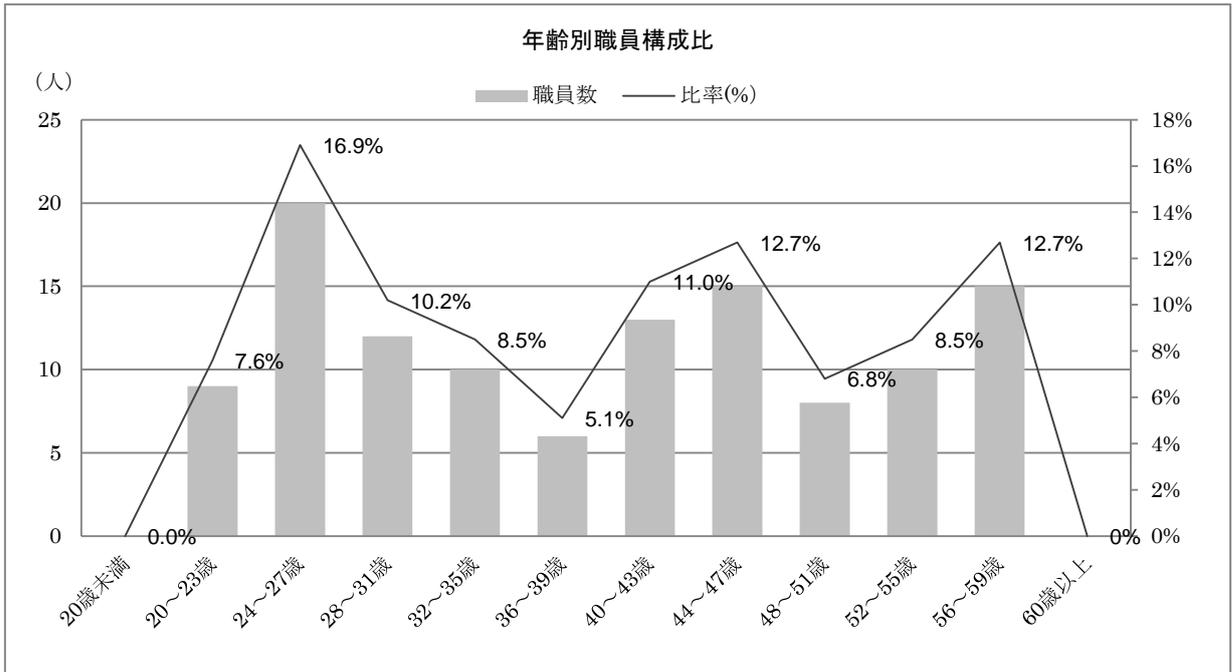
カ 全体

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
職員数 (人)	28	16	24	29	15	5	1	118
比 率 (%)	23.7	13.6	20.3	24.6	12.7	4.2	0.9	100

(3) 年齢別職員構成の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	20 歳 未満	20～ 23 歳	24～ 27 歳	28～ 31 歳	32～ 35 歳	36～ 39 歳	40～ 43 歳	44～ 47 歳	48～ 51 歳	52～ 55 歳	56～ 59 歳	60 歳 以上	計
職員数(人)	0	9	20	12	10	6	13	15	8	10	15	0	118
比 率 (%)	0	7.6	16.9	10.2	8.5	5.1	11.0	12.7	6.8	8.5	12.7	0	100

(注) 国の給与実態調査の基準による。



(4) 職員の採用試験の状況（平成 29 年度実施）

試験の種類	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数
上級	23 人	19 人	2 人	2 人
中級	19 人	17 人	1 人	1 人
初級	—	—	—	—
合計	42 人	36 人	3 人	3 人

(5) 退職の状況（平成 29 年度中）

区分	消防職
魚津市	2 人
上市町	1 人
合計	3 人

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法に基づき、平成 28 年 4 月から人事評価を実施しています。

人事評価は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価である「能力評価」と、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価である「業績評価」の両面を実施しています。

人事評価は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用しています。

(1) 昇給への反映

勤務成績	極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない
昇給の号給数	8 以上	6	4 (特定幹部職員は、3)	2
	2 以上	1	0	0

(注) 上段の号給数は 55 歳未満の職員に、下段の号給数は 55 歳以上の職員に適用する。

(2) 勤勉手当への反映

勤務成績	特に優秀	優秀	良好	良好でない
成績率	0.96 以上 1.80 以下	0.93 以上 0.96 未満	0.90 以上 0.93 未満	0.87 未満
	1.18 以上 2.20 以下	1.14 以上 1.18 未満	1.10 以上 1.14 未満	1.06 未満

(注) 成績率の上段は一般職員に、下段は特定幹部職員に適用する。

3 職員の給与に関する状況

(1) 人件費の状況（平成 29 年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 (a)	実質収支	人件費 (b)	人件費率 (b)/(a)	28 年度人件費率
29 年度	99,459 人	1,184,954 千円	36,063 千円	887,045 千円	74.9%	73.4%

(注) 「普通会計」とは、全国統一的な基準で市町村と比較できるようにした統計上の会計区分をいいます。人件費には、共済組合等負担金、地方公務員法第 3 条に定める特別職の報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況（平成 30 年度一般会計当初予算）

区分	職員数 (a)	給 与 費				1 人当たり給与費 (b)/(a)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (b)	
30 年度	118 人	442,500 千円	140,300 千円	176,900 千円	759,700 千円	6,438 千円

(注) 職員手当には退職手当および期末勤勉手当以外のすべての職員手当を含みます。職員数・給与費は、平成 30 年度一般会計の当初予算に計上されたものです。給与費には、特別職や議員の支給分は含まれていません。

(3) 職員の平均年齢、平均給与月額（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	人数	平均年齢	平均給与月額
一般行政職	1 人	42.0 歳	312,300 円
消防職	117 人	38.9 歳	307,796 円

(注) 国の給与実態調査の基準による。消防職に分類される職員は、階級を持つ職員です。

(4) 職員（公安職）の初任給について（平成 30 年 4 月 1 日現在）

上 級	中 級	初 級
205,200 円	180,000 円	166,000 円

(注) 平成 30 年 4 月 1 日付け採用職員について

(5) 期末勤勉手当・退職手当状況（平成 29 年度決算）

期末手当・勤勉手当		退職手当		
東部消防組合	20,079 千円	勤続 20 年 勤続 25 年 勤続 30 年 勤続 35 年 最高限度額	自己都合	勸奨・定年
魚津市	76,237 千円		19.6695 月分	24.586875 月分
滑川市	43,223 千円		28.0395 月分	33.27075 月分
上市町	32,667 千円		34.7355 月分	40.80375 月分
1 人当たり平均支給額（119 人）1,456 千円 （支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.8 月分			39.7575 月分	47.709 月分
※加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		1 人当たり 平均支給額	—	—

（注）対象となる職員がない場合は—で表示してあります。

(6) 特殊勤務手当（平成 29 年度決算）

区分	組合	魚津市	滑川市	上市町
支給実績	532,500 円	823,550 円	615,000 円	649,400 円
支給職員 1 人当たりの平均年額	23,152 円	30,502 円	32,368 円	32,470 円
支給職員	23 人	27 人	19 人	20 人

ア 富山県東部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例

種類	基準	手当額（円）	適用範囲
救急業務手当	1 回	300	救急業務に従事した救急救命士
	1 回	150	救急業務に従事した救急救命士以外の職員
海難救助手当	1 回	1,500	海難救助活動で港域外の出勤に従事した職員

イ 魚津市職員の特殊勤務手当に関する条例

種類	基準	手当額（円）	適用範囲
救急業務手当	1 日	600	救急業務に従事した救急救命士
	1 日	300	救急業務に従事した救急救命士以外の職員
海難救助手当	1 回	1,500	海難救助活動で港域外の出勤に従事した職員
火災出勤手当	1 回	250	火災消火活動に従事した職員

ウ 滑川市職員の特殊勤務手当に関する条例

種類	基準	手当額（円）	適用範囲
救急傷病者搬送業務従事手当	1 回	150	消防職員で救急傷病者搬送業務に従事した職員
	1 回	300	上記のうち、救急救命士の資格を持つ職員

エ 上市町職員の特殊勤務手当に関する規則

種類	基準	手当額（円）	適用範囲
緊急出勤手当	1 回	300	緊急傷病人搬送業務に従事した救急救命士の資格を有する職員
	1 回	150	緊急傷病人搬送業務に従事したその他の職員
	1 回	200	火災又は人命救助に従事した職員

(7) 時間外勤務手当（平成 29 年度決算）

区分	組合	魚津市	滑川市	上市町
支給実績	6,137,675 円	10,436,992 円	5,436,124 円	7,657,748 円
職員 1 人当たりの平均支給年額	255,736 円	274,658 円	258,863 円	364,655 円
職員 1 人当たりの平均支給年額 の算出職員数	24 人 (24 人)	38 人 (44 人)	21 人 (28 人)	21 人 (23 人)

(注) 職員 1 人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、支給実績（決算額）と同じ年度の 4 月 1 日現在の職員数（ ）から管理職手当の支給職員を除いた数

(8) その他の手当

手当名	内容及び支給単位		支給実績 (平成 29 年度決算)		
扶養 手当	東部消防		528 千円		
	魚津市	配偶者 10,000 円 子 8,000 円	7,684 千円		
	滑川市	父母等 6,500 円 満 15 歳以上 22 歳までの子 1 人についての加算 5,000 円	3,892 千円		
	上市町		3,849 千円		
住居 手当	東部消防	(借家：月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し負担している家賃の額に応じて最高 27,000 円まで支給)	1,633 千円		
	魚津市	(借家：月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し負担している家賃の額に応じて最高 27,000 円まで支給)	1,116 千円		
	滑川市	(借家：月額 9,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し負担している家賃の額に応じて最高 27,000 円まで支給)	811 千円		
	上市町	(借家：月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し負担している家賃の額に応じて最高 27,000 円まで支給)	299 千円		
通勤 手当	東部消防		859 千円		
	魚津市	(交通機関利用職員) 運賃相当額 (最高限度額 55,000 円) (交通用具利用者) 通勤距離区分に応じ 2,600 円～35,000 円	1,795 千円		
	滑川市		1,130 千円		
	上市町	(交通機関利用職員) 運賃相当額 (最高限度額 55,000 円) (交通用具利用者) 通勤距離区分に応じ 2,000 円～31,600 円	901 千円		
管理職 手当	魚津市	部長	66,400 円	3,343 千円	
		次長	57,500 円		
		参事	53,100 円		
		課長	47,800 円		
		主幹	37,400 円		
		課長代理	31,700 円		
		署長	47,800 円		
		副署長	31,700 円		
	滑川市	行政職	一種	61,000 円	3,427 千円
			二種	57,000 円	
			三種	54,000 円	
			四種	49,000 円	
		公安職	五種	45,000 円	
			一種	60,000 円	
			二種	56,000 円	
			三種	53,000 円	
上市町	事務局長	6 級	49,900 円	974 千円	
		5 級	47,600 円		
	事務局次長	5 級	39,700 円		
		4 級	37,000 円		
	課長、所長	5 級	31,700 円		
		4 級	29,600 円		
寒冷地 手当	上市町	扶養親族のある世帯主である職員 (支給月 11 月～3 月)	5,800 円 (経過的措置)	377 千円	

(注) 富山県東部消防組合、魚津市、滑川市及び上市町の条例・規則による。

(9) 特別職等の報酬の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分		年 額
報 酬	管 理 者	30,000 円
	副管理者	25,000 円
	議 長	25,000 円
	副 議 長	23,000 円
	議 員	20,000 円
	監査委員（知識経験者）	25,000 円
	監査委員（議会選出）	15,000 円

(注) 富山県東部消防組合議会議員の議員報酬及び費用弁償並びに非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例に基づいて定めています。

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

区分	勤務時間		休憩時間等	勤務を要する日
	始業時刻	終業時刻		
日勤者	8 : 30	17 : 15	12 : 00～13 : 00	毎週月曜日から金曜日までの 5 日
交替勤務者 (通信指令課以外)	8 : 30	8 : 30 (翌日)	12 : 00～13 : 00 17 : 15～18 : 45 仮眠 (22 : 00～6 : 00 仮眠時間中に 2 時間の受付勤務)	4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分
交替勤務者 (通信指令課)	8 : 30	8 : 30 (翌日)	12 : 00～13 : 00 17 : 15～18 : 45 仮眠 (22 : 00～7 : 00 仮眠時間中に 3 時間の受付勤務)	4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分

(2) 休暇制度の取得状況

区分	休暇期間等	平成 29 年中 の取得状況
年 次 休 暇	20 日 (1 年当たり)	平均 8.6 日
ボランティア休暇	5 日以内 (1 年当たり)	—
子の看護休暇	子 1 人の場合 5 日 (1 年当たり) 子 2 人以上の場合 10 日	1 人
育 児 時 間	1 日 2 回 それぞれ 30 分以内又は 1 日 60 分以内	—
病 気 休 暇	原則 90 日以内	9 人
介 護 休 暇	6 月以内	—
短期介護休暇	要介護者 1 人の場合 5 日 (1 年当たり) 要介護者 2 人以上の場合 10 日	—

配偶者の出産休暇	出産の予定日前1週間目に当たる日から出産の日後2週間目に当たる日までの期間内における2日	6人
男性職員の育児参加休暇	5日(産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)から産後8週間の間)	—

5 職員の休業に関する状況

区分	制度の概要	平成29年中の取得状況
育児休業	3歳未満の子を養育する職員に認められる休業	—
部分休業	小学校就学前の子を養育する職員に認められる部分休業	—
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育するために認められる短時間勤務	—
自己啓発等休業	大学等における修学や国際貢献活動を希望する職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度	—

6 職員の分限および懲戒処分の状況(平成29年4月1日～平成30年4月1日)

区分	種類	人数	内容
分限処分	休職	2人	心身の故障のため、長期の休養を要する場合など
懲戒処分	降任	0人	その職に必要な適格性を欠く場合など 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合など
	戒告	0人	
	減給	0人	

7 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

また、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(同法第32条)
- ・信用失墜行為の禁止(同法第33条)
- ・秘密を守る義務(同法第34条)
- ・職務に専念する義務(同法第35条)
- ・政治的行為の制限(同法第36条)
- ・争議行為等の禁止(同法第37条)
- ・営利企業等の従事制限(同法第38条)

8 職員の退職管理の状況

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に退職した職員数及び富山県東部消防組合での再任用に関する状況は下表のとおりです。

なお、条例に基づく富山県東部消防組合での再任用職員採用実績はありません。

区分	退職者	再任用職員	
		常時勤務	短時間勤務
魚津市	2人	0人	0人
上市町	1人	0人	0人

9 職員の研修の状況

平成29年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

区分	研修内容	受講者数	日数
消防 大学 校	新任消防長科 第23期	1人	9日
	救助科 第76期	1人	35日
	警防科 第101期	1人	35日
	幹部科 第51期	1人	33日
	小計	4人	
富山 県 消 防 学 校	初任科	4人	119日
	機関員養成講習	3人	26時間
	救助科	3人	20日
	警防科	3人	10日
	救急科	5人	36日
	中級幹部科	3人	7日
	火災調査科	3人	10日
	救命士処置拡大講習	5人	4日
	危険物科	3人	5日
小計	32人		
研 修 所	救急救命士養成研修（救急救命東京研修所）	1人	127日
	指導救命士養成研修（救急救命九州研修所）	1人	30日
	小計	2人	
一 般 研 修	中堅職員基礎課程研修	1人	2日
	新任係長研修	3人	2日
	現任係長研修	2人	2日
	新任主幹研修	2人	2日
	議会答弁書作成力向上研修	3人	2日
	新地方公会計制度による財務書類作成研修	1人	2日
	安全運転管理者等法定講習会	4人	2日
	消防救助技術東近畿地区指導会	7人	2日
	全国消防長会消防長研修会	1人	1日
	全国消防長会東近畿支部予防業務研究会	1人	1日
	消防技術研修会	4人	1日

	警防業務研修会	1人	2日
	小計	30人	
資格	玉掛け技能講習	2人	3日
	小型移動式クレーン技能講習	3人	3日
	2級小型船舶操縦講習	3人	3日
	小計	8人	
研職 場 修 内	職員研修（2回実施）	70人	1日
		70人	1日

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、平成29年度の実施状況は次のとおりです。

主な健康診断実施状況

項目	対象者	実施状況
定期健康診断	全職員	93人
ストレスチェック	全職員	113人
人間ドック	希望者	25人

(2) 福利厚生事業の状況

職員相互の親睦、融和及び知識の向上を目的とした福利厚生事業を行っており、平成29年度の実施状況は次のとおりです。

① 実施団体 富山県東部消防組合職員厚生会（会員掛金のみで運営）

② 平成29年度決算額 867,433円

③ 主な事業

- ・会員及び家族に対する、慶弔見舞金等の給付
- ・消防関係図書、雑誌等の購入

(3) 共済制度の状況

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、次のとおり実施されています。

①実施機関 富山県市町村職員共済組合

②事業概要

- ・短期給付事業 病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対しての給付
- ・長期事業 退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付
- ・福祉事業 健康の保持増進のための事業、貸付事業等

③財源 制度実施のための必要な財源は、組合員の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。（平成29年度負担金額：145,811千円）

(4) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金がその損害を補償する制度です。

平成29年度の公務災害補償制度の状況は、次のとおりです。

種類	内容等	補償の状況	
		件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	1 件	4,335 円
障害補償	上記療養の治癒後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	0 件	0 円
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	0 件	0 円
福祉事業	上記補償に加えて附加給付として被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	0 件	0 円
計		1 件	4,335 円

11 勤務条件及び不利益処分に関する不服申立て等の状況

富山県町村公平委員会からの報告事項（平成 29 年度）

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ① 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 | 0 件 |
| ② 勤務条件に関する措置の要求の状況 | 0 件 |
| ③ 不利益処分に関する不服申立ての状況 | 0 件 |

12 消防職員委員会の状況

職員から意見を求めることにより職場環境の向上を図り、消防事務を円滑に運営することを目的に、消防職員委員会を設置しています。

消防職員委員会への提出意見及び審議件数（平成 29 年度）

- | | |
|-------------------------|-----|
| ① 消防職員の勤務条件及び厚生福利 | 7 件 |
| ② 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 | 3 件 |
| ③ 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設 | 1 件 |